

地球温暖化対策地域推進計画の見直しについて

1. 計画の位置付け等

高山市地球温暖化対策地域推進計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第19条第2項に基づく計画として、市における地球温暖化対策に関する施策を総合的に推進するため策定している計画である。

現計画期間（平成22年度から令和2年度まで）の終了に伴い、第八次総合計画、環境基本計画の基本理念を踏まえるとともに、令和3年10月に閣議決定された国のエネルギー基本計画、地球温暖化対策計画など関連計画や社会情勢の変化等に対応するため計画を見直す。

2. 計画の期間

令和3年度～令和12年度（10年間）

3. 現状と課題

(1) 社会情勢の変化と本市の現状

別紙1

(2) 現行計画の評価と検証

別紙2

4. 見直しの主なポイント

(1) 二酸化炭素排出量実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指す。

(2) 気候変動適応法第12条に基づき新たに作成する地域気候変動適応計画を兼ねる計画とする。

(3) 高山市新エネルギービジョンを統合した計画とする。

(4) SDGs未来都市計画に掲げる2030年のあるべき姿の実現を目指す。

5. 計画の概要

(1) 計画の構成

別紙3

(2) 意義と位置付け等

別紙4

(3) 目指すべきまちの姿と基本目標、取組み指標

別紙5

(4) 地球温暖化防止に向けた取組み

別紙6

6. 今後の予定

令和4年2月 パブリックコメント
3月 環境審議会
決定、公表